

VIII 死 因 分 類 表

Part VIII Lists of causes of death for Japan

1 沿革

我が国の死因分類の歴史は長く、明治8年(1875年)には解剖学的な11項目の分類である日本最初の死因分類が制定されている。国際的には、明治26年(1893年)に国際統計協会の会議で採択された国際死因リストについて、明治33年(1900年)に国際死因リストの改訂に関する第1回国際会議が開催され、ここで第1回改訂国際疾病分類(ICD)が採択されて10年周期の改訂が望ましいことが確認された。我が国は同年、この第1回改訂のICDを採用し、以来、日本の死因統計について国際的な分類を尊重しながら適切な適用に努めてきている。

戸籍法の制定により人口動態統計が整備された明治32年(1899年)以降の死因分類の推移を示すと、次表のとおりである。

国際疾病、傷害及び死因統計分類の推移

(参 考)

国際疾病、死因 分類改訂国際会議	所 轄 機 関			我が国の適用対象となった年次
	国 際	日 本		
第1回 1900年	国際統計協会	内閣統計局		明治 32年～ 41年 (1899年～1908年)
2 1909	国際統計協会	内閣統計局		明治 42年～大正11年 (1909年～1922年)
3 1920	国際統計協会	内閣統計局		大正 12年～昭和 7年 (1923年～1932年)
4 1929	国際統計協会国際連盟	内閣統計局		昭和 8年～ 18年 (1933年～1943年)
5 1938	国際統計協会国際連盟	厚生省予防局衛生統計部		昭和 21年～ 24年 (1946年～1949年)
6 1948	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計調査部		昭和 25年～ 32年 (1950年～1957年)
7 1955	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計調査部		昭和 33年～ 42年 (1958年～1967年)
8 1965	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計調査部		昭和 43年～ 53年 (1968年～1978年)
9 1975	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計情報部		昭和 54年～平成 6年 (1979年～1994年)
10 1989	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計情報部		平成 7年～ 17年 (1995年～2005年)
10 2003	世界保健機関 (WHO)	厚生労働省統計情報部		平成 18年～ 28年 (2006年～2016年)
10 2013	世界保健機関 (WHO)	厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策、政策評価担当)		平成 29年～ (2017年～)

平成7年(1995年)から我が国が適用した死因分類は、平成2年(1990年)に世界保健機関(以下「WHO」という。)の第43回世界保健総会において採択され、平成5年(1993年)からの使用を加盟各国に勧告された「第10回改訂疾病および関連保健問題の国際統計分類」(ICD-10)の「国際疾病、傷害及び死因統計分類」を基本とし、これに日本で独自に使用する細分類項目を加えた「疾病、傷害及び死因の統計分類」の基本分類表(以下「日本分類」という。)及び日本分類を集約した死因分類表(平成6年10月12日総務庁告示第75号)を使用していた。

平成18年(2006年)から「ICD-10(2003年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成17年10月7日総務省告示第1147号)、平成29年(2017年)から「ICD-10(2013年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成27年2月13日総務省告示第35号)を使用している。

2 「原死因」と死因の選択

死因統計は死亡診断書に基づき作成するが、死亡に関与した全ての事項が死亡診断書に記載されるように、昭和42年(1967年)の第20回世界保健総会において、死亡診断書に記載する死因は「死亡を引き起こしたか、その一因となった全ての疾病、病態または損傷、及びこれらの損傷を引き起こした事故または暴力の状況」と定義された。これに先立ち、昭和23年(1948年)の第6回改訂会議においては、一次製表のための死因は原死因とするべきであるということが合意されている。

WHOは、「死亡の防止という観点からは、病的事象の連鎖をある時点で切るか、ある時点で疾病を治すことが重要である。また、最も効果的な公衆衛生の目的は、その活動によって原因を防止することである。」として、この目的のために原死因を次のように定義した。

- ① 直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となった疾病又は損傷
- ② 致命傷を負わせた事故又は暴力の状況

また、原死因を選択するために、WHOは死亡診断書の国際様式及び原死因選択手順を定め、加盟国に勧告しており、我が国もこれを基本としている。

原死因選択手順には原死因選択のための複雑なルールが規定されているが、我が国は医師の作成した一枚一枚の死亡診断書の記載状況に従ってこの原死因選択手順を適用して、最終的に統計として表章する原死因を選択し決定している。

死亡診断書の様式においては、死亡の原因を記載する欄がⅠ欄とⅡ欄に分かれており、Ⅰ欄には直接死因のみならず、その原因となった一連の病態についても記載し、Ⅱ欄には、死亡に寄与したその他の重要な病態を記載することとなっている。

死亡診断書に死因となる傷病名が一つだけ記載されている場合には、その傷病名の属する分類が原死因となりうるが、同じ傷病名が記載されていても年齢や性別、先天性か否かなど多くの条件や手術・解剖欄などの記載状況によって属する分類が変化するため、死亡診断書全体の記載状況を把握して原死因を決定する。

死亡診断書に二つ以上の傷病名が記載されている場合には、統計表章のためにただ一つの原死因を選択しなければならない。死亡診断書のⅠ欄の一番上に直接死因の傷病名が記載され、その下欄に原因となった傷病名が因果関係の順番に正しく記載されている場合は、Ⅰ欄の最下欄に記載された疾病又は損傷の属する分類が原死因と考えられる。しかし死亡の状況は死亡者によって異なるため、診断書の記載状況は多様であり、原死因の選択にあたっては、傷病名の組み合わせ、記載された位置や欄、合併症や手術・解剖の記載及び死亡の場所や死亡の状況等の全ての記載事項を確認した上で、それぞれの状況に該当する原死因選択手順を判断・適用し、最終的な原死因を決定している。

WHOは、周産期死亡についても用語の定義、死亡診断書の様式、原死因選択基準を定めるほか、児側病態・母側病態の主要な疾病又は病態の解析のためのクロス表の作成を勧告しており、我が国はWHOの勧告する周産期死亡診断書の様式は採用していないものの、この様式に盛り込まれた項目の多くを死亡診断書及び死産証書の様式に加えることにより、勧告されたクロス表を作成している。

死産の原因については、ICD-10採用時から児側病態と母側病態を一体としてとらえて原死因を選択することとした。また、児側病態、母側病態からそれぞれ原死因を選び両者のクロス表を作成している。

原死因の選択及び死因分類等の詳細については、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」の第1巻、第2巻、第3巻を参照されたい。

3 分類表

人口動態死因統計分類基本分類表(以下「死因基本分類表」という。)を基にした、それぞれの目的に応じて使用するための分類表等は次のとおりである。これらの分類表等は、「ICD-10(2013年版)準拠」(平成29年(2017年)1月)の適用に伴い改正されている。この改正では、分類符号や死因選択方法の変更があり、平成28年(2016年)以前との単純な比較はできないので注意されたい。

(1) 死因基本分類表

人口動態統計で使用する死因基本分類表は、日本分類に更に人口動態統計用としての細分類項目を加えたものである。

日本分類として国際分類に追加した細分類項目は、5桁目にアルファベットの小文字で表示し、人口動態統計用として追加した細分類項目は、4桁目は数字で、5桁目はアルファベットの大文字で表示することとしている。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では下巻)に掲載している。

(2) 死因分類表(以下「死因簡単分類表」という。)

我が国の死因構造を全体的に概観することを目的とし、死因基本分類表をもとに、WHOの死亡製表用リストを参考にして作成した分類表である。

分類項目は、死亡数が一定数以上認められるもの、死亡数は少ないが国民、研究者等にとって関心の高いものをこれまでとの連続性等も考慮しつつ選定した。分類項目には、5桁の分類番号を設定し、最初の2桁をICD-10の章構成に合わせ、3桁目をいくつかの項目を統合した中間分類とし、最後の2桁は整理番号とした。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻)に掲載している。

なお、過去の年次推移については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年^(注)(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」)に掲載している。

(注)「Ⅷ 死因分類表」「6 過去の各種分類表、年次推移」(92ページ)を参照されたい。

(3) 選択死因分類表

社会的に関心の強い死因について、死因簡単分類表から選択したものであり、ICD-9との連続性についても配慮した。

分類項目の選定は、死因簡単分類表で死亡数の多い上位15の疾病を参考とし、更に、悪性新生物<腫瘍>、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故については社会的重要性から細分化している。細分化の基準としては、悪性新生物<腫瘍>では、部位別死亡順位の上位10程度の部位と健康増進事業において「がん検診」が実施されている部位、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故では死亡数が一定数以上の疾病、事故を選定した。

また、結核は社会的に関心が高いため加えることとした。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻)に掲載している。

(4) 死因年次推移分類表

年次ごとの死因の動向を観察することを主目的とした分類表であり、明治32年(1899年)以降の主要な死因の動向を踏まえ、ICD-9の主要死因について一部見直しを行った。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」)に掲載している。

(5) 乳児死因分類表(以下「乳児死因簡単分類表」という。)

WHOの勧告では、5歳までの小児死因分類表の作成が勧告されている。我が国では、5歳までの死亡に占める乳児死亡割合が高く、医学的・行政的にも乳児死亡への対策が重視されているので、乳児死亡のみを対象とした分類表とした。

分類項目の選定は、死因簡単分類表と同様の考え方で行ったが、乳児死亡の特徴も考慮し、「悪性新生物＜腫瘍＞」等を簡略化し、「周産期に発生した病態」及び「先天奇形、変形及び染色体異常」を詳細に分類し、更に喘息や乳幼児突然死症候群を加えた。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」（平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

なお、過去の年次推移については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年^(注)（平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」）に掲載している。

(注)「Ⅷ 死因分類表」「6 過去の各種分類表、年次推移」（92ページ）を参照されたい。

（6）感染症分類表

平成7年(1995年)に適用したWHOの「ICD-10(1990年版)」の死亡製表用リストから、感染症による死亡数の割合が少ない状況が続いたため、時代に適合するよう、一部の感染症の表記が削除されたのをうけ、我が国においても同様に死因簡単分類から削除したが、感染症に関する状況を把握する必要があったことから、同年、新たに追加した分類である。

分類項目の選定に当たっては、法的に届出等が義務づけられていること、保健衛生面において対応が必要な疾病の動向を把握すること、国際比較を容易にすること等に配慮した。

なお、平成11年(1999年)以降の分類名は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、感染症法施行令(平成10年政令第420号)及び感染症法施行規則(平成10年厚生省令第99号)並びに「結核予防法」（昭和26年法律第96号）に準じた疾病名であるため、必ずしもICD-10とは一致していない。

また、平成11、15、19、20、24、25、27、28、29、30、令和2年(1999、2003、2007、2008、2012、2013、2015、2016、2017、2018、2020年)に感染症法等の改正に伴い分類を変更、平成18年(2006年)に「ICD-10(2003年版)準拠」、平成29年(2017年)に「ICD-10(2013年版)準拠」の適用に伴い分類を変更した。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」（平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

なお、過去の分類表・年次推移については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年^(注)（平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

(注)「Ⅷ 死因分類表」「6 過去の各種分類表、年次推移」（92ページ）を参照されたい。

（7）死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

死因簡単分類表及び乳児死因簡単分類表から主要な死因を選択した。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」（平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」）に掲載している。

なお、過去の分類表については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年^(注)（平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」）に掲載している。

(注)「Ⅷ 死因分類表」「6 過去の各種分類表、年次推移」（92ページ）を参照されたい。

（8）周産期死亡及び死産の分類

周産期死亡及び死産の原因は、ICD-10からは児側病態と母側病態を一体としてとらえ、原死因を一つ選択することとした。また、ICD-9と同様に児側、母側の関連分析もできるように児側病態と母側病態からそれぞれの原因を一つずつ選択し、両者によるクロス製表も行うこととした。

周産期死亡及び死産の分類は、独自の分類表が設けられていないため、ICD-9以降、死因基本分類表を使用している。

母側病態：死因基本分類表のP00-P04、P99(母体に原因なし)

児側病態：上記以外の基本分類コードを使用するが、「XVI章 周産期に発生した病態」、「XVII章 先天奇形、変形及び染色体異常」にその大部分が含まれる。

4 死因年次推移分類の変遷

本報告書の記述に、結核、悪性新生物<腫瘍>、脳血管疾患などを主要死因として解析しているが、その場合の

	Hi01 結核		Hi02 悪性新生物<腫瘍>		Hi03 糖 尿 病		Hi04 高血圧性疾患		Hi05 心疾患 (高血圧性を除く)		Hi06 脳血管疾患		Hi07 肺 炎		Hi08 慢性気管 支炎及び肺気腫	
	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
(第1回) 明治32年～39年 (1899～1906)	•	12-15 *44	•	17-18 *44	•	•	•	•	•	24 *44	•	21	•	27	•	•
明治40年～41年 (1907～1908)	•	13-16 *51	•	20-21 *51	•	•	•	•	•	29 *51	•	26	•	32	•	•
(第2回) 明治42年～大正11年 (1909～1922)	25-32	13-16	40-48 58	21-22 *26	55	25	•	•	83-85 86	33 *34	71-73	30 *32	97-98	37	•	•
(第3回) 大正12年～昭和7年 (1923～1932)	31-37	13-15	43-49 65	16 *37	57	37の再掲	•	•	87-90	19 *37	74-75 83	18 *37	100-101	22	99(口) 106	*21 *23
(第4回) 昭和8年～18年 (1933～1943)	23-32	11-12	45-53 72	18 *27	59	22	•	•	90-95	38-43	82	32	107-109	48	106(口) 113	*47 *50
(第5回) 昭和21年～24年 (1946～1949)	13-22	•	45-55 74	•	61	•	•	•	90-95	•	83	•	107-109	•	106.b 113	•
(第6回) 昭和25年～32年 (1950～1957)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第7回) 昭和33年～42年 (1958～1967)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第8回) 昭和43年～53年 (1968～1978)	001-019	B5-B6	140-209	B19	250	B21	400-404	B27	393-398 410-429	B26 B28-B29	430-438	B30	480-486	B32	491-492	*B33.a B33.b
(第9回) 昭和54年～平成6年 (1979～1994)	010-018	5-6	140-208	28-37	250	39	401-405	48-49	393-398 410-429	46 51-52 54-56	430-438	58-60	480-486	63	491-492	*66-67
(第10回) 平成7年～平成28年 (1995～2016)	A15-A19	01200	C00-C97	02100	E10-E14	04100	I10-I13	09100	I01- I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400
平成29年～ (2017～)	A15-A19	01200	C00-C96	02100	E10-E14	04100	I10-I15	09100	I01- I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400

注：1) 死因名は第10回分類による。なお、表頭のカテゴリ名、小分類、中分類は、第10回分類(2013年版)の死因基本分類表、死因単分類表に対応する。

2) *印はこの番号の一部であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上していない。

3) **印はこの番号の大部分であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上した。

4) •印は分類は存在するが、死因統計には用いていない。

5) 明治32年から39年(1899年～1906年)及び明治40年から41年(1907年～1908年)は同じ分類を使用しているが、分類番号が異なるのは、再掲を組み入れて通し番号にしたためである。

6) 結核について

(1) 明治41年(1908年)以前は、るいれきを含まない。

(2) 昭和54年(1979年)以降は、後遺症及び原因の記載のない滲出性胸膜炎を含まない。

(3) 平成7年(1995年)以降は、結核を伴うじん肺(J65)を含まない。

7) 悪性新生物<腫瘍>について

(1) 明治41年(1908年)以前は、白血病及び仮性白血病を含まない。

(2) 平成29年(2017年)以降は、独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>(C97)を含まない。

8) 心疾患(高血圧性を除く)について

(1) 明治41年(1908年)以前は、狭心症を含まない。

(2) 昭和54年(1979年)以降は、心臓麻痺、心臓衰弱を含む。

(3) 平成7年(1995年)以降は、心臓併発症を伴うリウマチ熱(I01)・心臓併発症を伴うリウマチ性舞蹈病(I02.0)を含み、肺塞栓症(I26)・その他の肺血管の疾患(I28)を含まない。

主要死因を、それぞれの年次の死因分類番号で示すと、次のとおりである。

Hi09 喘 息		Hi10 胃潰瘍 及び十二指腸潰瘍		Hi11 肝 疾 患		Hi12 腎 不 全		Hi13 老 衰		Hi14 不慮の事故		Hi15 (再掲) 交通事故		Hi16 自 殺	
小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
•	•	•	•	•	•	•	•	•	39	•	40 **42 43	•	•	•	41
•	•	•	•	•	•	•	•	•	46	•	47 **49 50	•	•	•	48
102	*38	108	*39	118.120	45,*46	•	•	161	56	64-66.160 170-179 180-197	*27 *55 58	•	•	162-169	57
105	*23	111	*24	120-122 124	28,*37	•	•	164	34	67-68.163 175-189 192-196	*37 *33 **35	•	•	165-174	36
112	*50	117	51	124-125	56-57	•	•	162 (再掲を 除く)	**78	76-77 176-195	29 81-82	•	•	163-171	79
112	•	117	•	124-125	•	•	•	162 . b	•	78-79 169-195	•	169-173	•	163-164	•
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46 . e	•	•	794	B45 . a	E800-E965	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48 . a	E970-E979	BE49
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46 . e	•	•	794	B45 . a	E800-E962	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48 . a	E963 E970-E979	BE49
493	B33 . c	531-533	B34	570-573	B37 B46 . f	•	•	794	B45 . a	E800-E949	BE47- BE48	E800-E807 E810-E823 E825-E845	BE47 BE48 . a	E950-E959	BE49
493	68	531-533	69	570-573	73-74	584-586	•	797	88	E800-E949	E104- E114	E800-E807 E810-E848	E104-E105	E950-E959	E115
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200

注：9)脳血管疾患について

(1)昭和25年(1950年)は、B22にB46.b(352の一部、すなわちB22の後遺症及び1年以上経過したもの)を含めること。

(2)平成7年(1995年)以降は、脳動静脈奇形の破裂(I60.8の一部)を含み、一過性脳虚血(G45)を含まない。

10)腎不全について

(1)平成7年(1995年)以降は、先天性腎不全(P96.0)を含まない。

11)老衰について

(1)昭和7年(1932年)以前は、老衰性痴呆を含む。

12)不慮の事故について

(1)昭和24年(1949年)以前は、アルコール中毒を含まない。

(2)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y86)を含まない。

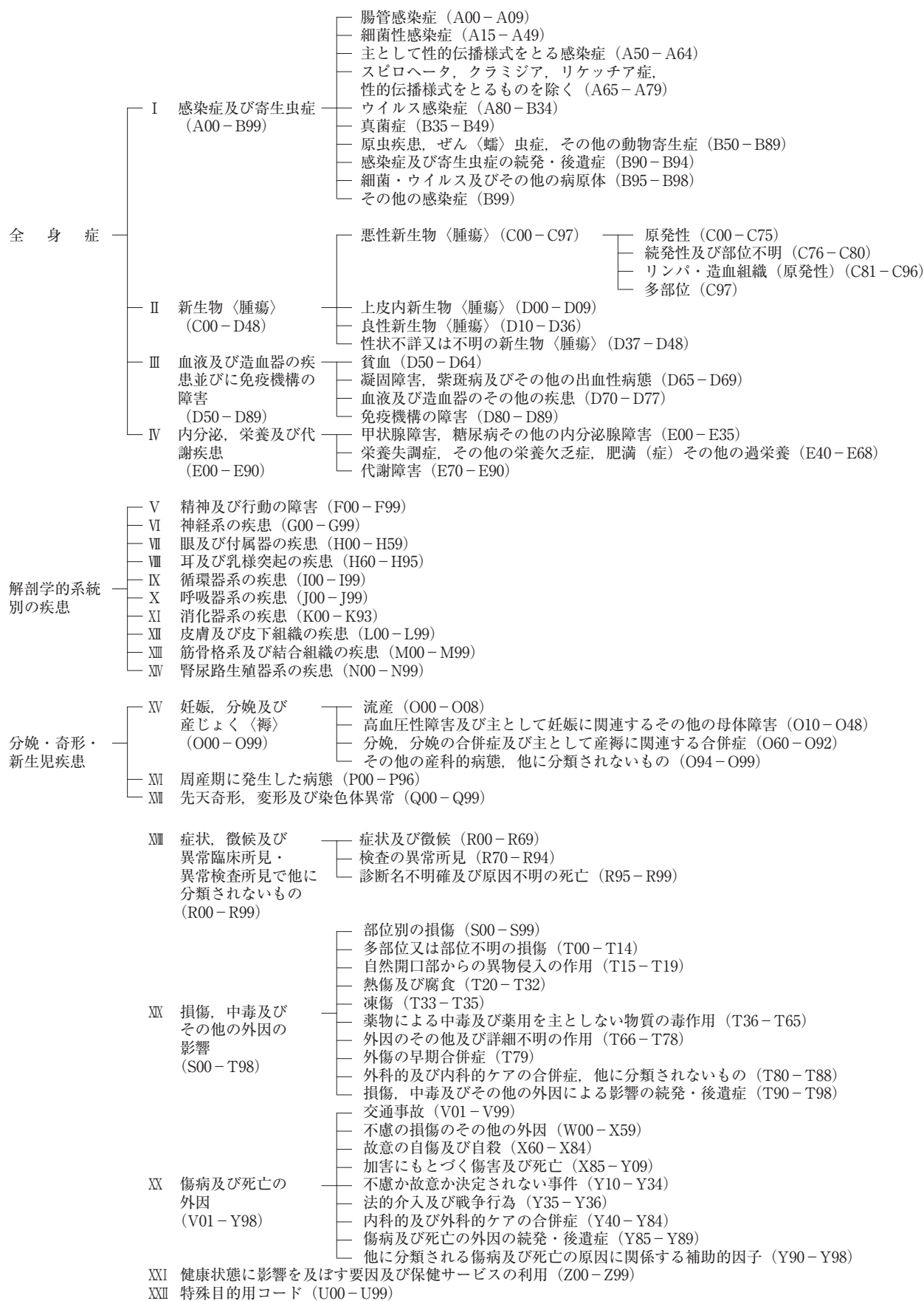
13)自殺について

(1)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y87.0)を含まない。

14)高血圧性疾患について

(1)平成29年(2017年)以降は、二次性<続発性>高血圧(症)(I15.-)を含む。

疾病、傷害及び死因統計分類の分類体系



注：第XXI章は人口動態統計には用いない。

5 各種分類表

表 1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00～B99
01100	腸管感染症	A00～A09
01200	結核	A15～A19
01201	呼吸器結核	A15～A16
01202	その他の結核	A17～A19
01300	敗血症 ¹⁾	A40～A41
01400	ウイルス性肝炎	B15～B19
01401	B型ウイルス性肝炎	B16～B17.0, B18.0～B18.1
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15～B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	B20～B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00～B99の残り
02000	新生物<腫瘍>	C00～D48
02100	悪性新生物<腫瘍>	C00～C96
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
02105	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	C19～C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C23～C24
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	C25
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C33～C34
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43～C44
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	C53～C55
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	C70～C72, C75.1～C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81～C86
02119	白血病	C91～C95
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C88～C90, C96
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	C00～C96の残り
02200	その他の新生物<腫瘍>	D00～D48
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	D32～D33, D35.2～D35.4, D42～D43, D44.3～D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	D00～D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50～D89
03100	貧血	D50～D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65～D89
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88
04100	糖尿病	E10～E14
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88の残り
05000	精神及び行動の障害	F01～F99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01～F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F01～F99の残り
06000	神経系の疾患	G00～G98
06100	髄膜炎	G00～G03
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
06300	パーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00～G98の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00～H57
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60～H93
09000	循環器系の疾患	I00～I99
09100	高血圧性疾患	I10～I15
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12, I15
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
09202	急性心筋梗塞	I21～I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24～I25
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34～I38
09205	心筋症	I42
09206	不整脈及び伝導障害	I44～I49
09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01～I02.0, I27, I30～I33, I40, I51

注：死因基本分類コードのうち、原因死には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。
これらの分類を精神保健の分野で使用する場合は、「精神及び行動の障害」を「精神疾患」と読み替えて使用することができる。
1) 「敗血症」には「新生児の細菌性敗血症」を含まない。

死因簡単 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
09300	脳血管疾患	I60～I69
09301	くも膜下出血	I60, I69.0
09302	脳内出血	I61, I69.1
09303	脳梗塞	I63, I69.3
09304	その他の脳血管疾患	I60～I69の残り
09400	大動脈瘤及び解離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00～I99の残り
10000	呼吸器系の疾患	J00～J98
10100	インフルエンザ	J09～J11
10200	肺炎	J12～J18
10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41～J44
10500	喘息	J45～J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00～J98の残り
10601	誤嚥性肺炎	J69
10602	間質性肺疾患	J84
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00～J98の残り（J69,J84を除く）
11000	消化器系の疾患	K00～K92
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25～K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40～K46, K56
11300	肝疾患	K70～K76
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3～K74.6
11302	その他の肝疾患	K70～K76の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K00～K92の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00～L98
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00～M99
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00～N15
14200	腎不全	N17～N19
14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎臓病	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98の残り
15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00～O99
16000	周産期に発生した病態	P00～P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05～P08
16200	出産外傷	P10～P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20～P29
16400	周産期に特異的な感染症 ²⁾	P35～P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50～P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00～P96の残り
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00～Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00～Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20～Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20～Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25～Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35～Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00～Q89の残り
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90～Q99
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01～Y89
20100	不慮の事故	V01～X59
20101	交通事故	V01～V98
20102	転倒・転落・墜落	W00～W17
20103	不慮の溺死及び溺水	W65～W74
20104	不慮の窒息	W75～W84
20105	煙、火及び火炎への曝露	X00～X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40～X49
20107	その他の不慮の事故	W00～X59の残り
20200	自殺	X60～X84
20300	他殺	X85～Y09
20400	その他の外因	Y10～Y89
22000	特殊目的用コード	U00～U49
22100	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00～U49の残り

注：2）「周産期に特異的な感染症」には“新生児の細菌性敗血症”を含む。

表2 選択死因分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

選択死因 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Se01	結核	01200	A15～A19
Se02	悪性新生物<腫瘍> (再掲)	02100	C00～C96
Se03	食道の悪性新生物<腫瘍>	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物<腫瘍>	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物<腫瘍>	02104	C18
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	02105	C19～C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	02107	C23～C24
Se09	膵の悪性新生物<腫瘍>	02108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	02110	C33～C34
Se11	乳房の悪性新生物<腫瘍>	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物<腫瘍>	02113	C53～C55
Se13	白血病	02119	C91～C95
Se14	糖尿病	04100	E10～E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Se16	心疾患（高血圧性を除く） (再掲)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Se17	急性心筋梗塞	09202	I21～I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20, I24～I25
Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44～I49
Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患 (再掲)	09300	I60～I69
Se22	くも膜下出血	09301	I60, I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61, I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63, I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12～J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41～J44
Se28	喘息	10500	J45～J46
Se29	肝疾患	11300	K70～K76
Se30	腎不全	14200	N17～N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故 (再掲)	20100	V01～X59
Se33	交通事故	20101	V01～V98
Se34	自殺	20200	X60～X84

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

表3 死因年次推移分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

死因年次推移 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Hi01	結核	01200	A15～A19
Hi02	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96
Hi03	糖尿病	04100	E10～E14
Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69
Hi07	肺炎	10200	J12～J18
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫	—	J41～J43
Hi09	喘息	10500	J45～J46
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
Hi11	肝疾患	11300	K70～K76
Hi12	腎不全	14200	N17～N19
Hi13	老衰	18100	R54
Hi14	不慮の事故 (再掲)	20100	V01～X59
Hi15	交通事故	20101	V01～V98
Hi16	自殺	20200	X60～X84

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

表4 乳児死因简单分類と死因基本分類及び死因简单分類との対照表

乳児死因简单分類コード	分類名	死因简单分類コード	死因基本分類コード
Ba01	腸管感染症	01100	A00～A09
Ba02	敗血症 ¹⁾	01300	A40～A41
Ba03	麻疹	01600の一部	B05
Ba04	ウイルス性肝炎	01400	B15～B19
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	01000 (Ba01～04を除く)	A00～B99の残り
Ba06	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96
Ba07	白血病	02119	C91～C95
Ba08	その他の悪性新生物<腫瘍>	02100 (Ba07を除く)	C00～C96の残り
Ba09	その他の新生物<腫瘍>	02200	D00～D48
Ba10	栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	04000の一部	E40～E64
Ba11	代謝障害	04000の一部	E70～E88
Ba12	髄膜炎	06100	G00～G03
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
Ba14	脳性麻痺	06500の一部	G80
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Ba16	脳血管疾患	09300	I60～I69
Ba17	インフルエンザ	10100	J09～J11
Ba18	肺炎	10200	J12～J18
Ba19	喘息	10500	J45～J46
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46, K56
Ba21	肝疾患	11300	K70～K76
Ba22	腎不全	14200	N17～N19
Ba23	周産期に発生した病態	16000	P00～P96
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	P05～P08
Ba25	出産外傷	16200	P10～P15
Ba26	出生時仮死	16300の一部	P21
Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫	16300の一部	P22
Ba28	周産期に発生した肺出血	16300の一部	P26
Ba29	周産期に発生した心血管障害	16300の一部	P29
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300の残り	P20～P29の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	16400の一部	P36
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	16400の残り	P35～P39の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	P50～P61
Ba34	その他の周産期に発生した病態	16000 (Ba24～33を除く)	P00～P96の残り
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99
Ba36	神経系の先天奇形	17100	Q00～Q07
Ba37	心臓の先天奇形	17201	Q20～Q24
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	17202	Q25～Q28
Ba39	呼吸器系の先天奇形	17400の一部	Q30～Q34
Ba40	消化器系の先天奇形	17300	Q35～Q45
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	17400の一部	Q65～Q79
Ba42	その他の先天奇形及び変形	17400の残り	Q00～Q89の残り
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	17500	Q90～Q99
Ba44	乳幼児突然死症候群	18200	R95
Ba45	その他のすべての疾患	上記以外の残り (Ba01～09を除く)	D50～R99の残り, U00～U49
Ba46	不慮の事故	20100	V01～X59
Ba47	交通事故	20101	V01～V98
Ba48	転倒・転落・墜落	20102	W00～W17
Ba49	不慮の溺死及び溺水	20103	W65～W74
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>	20104の一部	W78～W80
Ba51	その他の不慮の窒息	20104の残り	W75～W84の残り
Ba52	煙、火及び火炎への曝露	20105	X00～X09
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	X40～X49
Ba54	その他の不慮の事故	20107	W00～X59の残り
Ba55	他殺	20300	X85～Y09
Ba56	その他の外因	20400	Y10～Y89

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

1) 「敗血症」には、「新生児の細菌性敗血症」を含まない。

表 5 感染症分類表と死因基本分類との対照表

感染症 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
In101	エボラ出血熱	A98.4
In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
In103	痘そう	B03
In104	南米出血熱	A96.8A
In105	ペスト	A20
In106	マールブルグ病	A98.3
In107	ラッサ熱	A96.2
In201	急性灰白髄炎	A80
In202	結核	A15～A19
In203	ジフテリア	A36
In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	U04
In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）に限る。）	J09.0A, J09.1A, J09.8A
In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7N9）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E
In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E
In301	コレラ	A00
In302	細菌性赤痢	A03
In303	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
In304	腸チフス	A01.0
In305	パラチフス	A01.1
In401	E型肝炎	B17.2
In402	ウエストナイル熱	A92.3
In403	A型肝炎	B15
In404	エキノコックス症	B67
In405	黄熱	A95
In406	オウム病	A70
In407	オムスク出血熱	A98.1
In408	回帰熱	A68
In409	キャサナル森林病	A98.2
In410	Q熱	A78
In411	狂犬病	A82
In412	コクシジオイデス症	B38
In413	サル痘	B04
In414	腎症候性出血熱	A98.5
In415	西部ウマ脳炎	A83.1
In416	ダニ媒介脳炎	A84
In417	炭疽	A22
In418	つつが虫病	A75.3
In419	デング熱	A90, A91
In420	東部ウマ脳炎	A83.2
In421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	J10.0A, J10.1A, J10.8A
In422	ニパウイルス感染症	A85.8B, A87.8B, B34.8B, J12.8D, J84.8A
In423	日本紅斑熱	A77.8a
In424	日本脳炎	A83.0
In425	ハンタウイルス肺症候群	B33.4
In426	Bウイルス病	B00.4A
In427	鼻疽	A24.0
In428	ブルセラ症	A23
In429	ベネズエラウマ脳炎	A92.2

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。
 分類名は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の規定に準じた疾病名であり、その名称及び範囲は必ずしもICD-10(2013年版)と一致しない場合がある。

感染症 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
In430	ヘンドラウイルス感染症	B34.8D
In431	発しんチフス	A75.0, A75.1
In432	ポツリヌス症（乳児ポツリヌス症を除く。）	A05.1
In433	乳児ポツリヌス症	A05.1
In434	マラリア	B50, B51, B52, B53, B54
In435	野兎病	A21
In436	ライム病	A69.2
In437	リッサウイルス感染症	A85.8A, A87.8A, A88.8A
In438	リフトバレー熱	A92.4
In439	類鼻疽	A24.1, A24.2, A24.3, A24.4
In440	レジオネラ症	A48.1, A48.2
In441	レプトスピラ症	A27
In442	ロッキー山紅斑熱	A77.0A
In443	チクングニア熱	A92.0
In444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	A98.8A
In445	ジカウイルス感染症	U06.9
In501	アメーバ赤痢	A06
In502	RSウイルス感染症	B34.8A, J12.1, J20.5, J21.0
In503	咽頭結膜熱	B30.1, B30.2
In504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	J09.0B, J09.1B, J09.8B, J10.0B, J10.1B, J10.8B, J11
In505	急性ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	B16, B17(B17.2を除く), B19
In506	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	J02.0
In507	感染性胃腸炎	A01 (A01.0, A01.1を除く), A04 (A04.3, A04.8A, A04.8Bを除く), A07 (A07.1, A07.2を除く), A08, A09
In508	急性出血性結膜炎	B30.3
In509	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	A83 (A83.0, A83.1, A83.2を除く), A85 (A85.8A, A85.8Bを除く), A86, B00.4 (B00.4Aを除く), B02.0, B25.8A
In510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	J16.0
In511	クリプトスポリジウム症	A07.2
In512	クロイツフェルト・ヤコブ病	A81.0, A81.8
In513	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	A40.0A, A40.8A, A49.1A, J15.4A, P36.1A
In514	後天性免疫不全症候群	B20, B21, B22, B23, B24, O98.7
In515	細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）	A02.2A, A32.1, G00 (G00.0, G00.1を除く)
In516	ジアルジア症	A07.1
In517	水痘	B01
In518	侵襲性髄膜炎菌感染症	A39.0, A39.2, A39.4, A39.9A
In519	性器クラミジア感染症	A55, A56
In520	性器ヘルペスウイルス感染症	A60
In521	尖圭コンジローマ	A63.0
In522	先天性風しん症候群	P35.0

感染症 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
In523	手足口病	B08.4
In524	伝染性紅斑	B08.3
In525	突発性発しん	B08.2
In526	梅毒	A50, A51, A52, A53
In527	破傷風	A33, A34, A35
In528	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A41.0B, A49.0B, J15.2B
In529	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	A41.4A, A49.8A, J15.8A
In530	百日咳	A37
In531	風しん	B06
In532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	A40.3A, A49.1C, J13.0
In533	ヘルパンギーナ	B08.5
In534	マイコプラズマ肺炎	J15.7
In535	麻しん	B05
In537	無菌性髄膜炎	A87 (A87.8A, A87.8Bを除く), B00.3, B02.1, G03.0
In538	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A04.8A, A41.0A, A49.0A, J15.2A
In539	薬剤耐性緑膿菌感染症	A41.5A, A49.8B, J15.1A
In540	流行性角結膜炎	B30.0
In541	流行性耳下腺炎	B26
In542	淋菌感染症	A54
In543	薬剤耐性アシネトバクター感染症	A41.5C, A49.8E, J15.6A
In544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	A41.3, A49.2A, G00.0, P36.8A
In545	侵襲性肺炎球菌感染症	A40.3B, A49.1E, G00.1, P36.1C
In546	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	A04.8B, A41.5D, A49.8F, J15.8D
In547	播種性クリプトコックス症	B45.1, B45.7
In548	急性弛緩性麻痺 (15歳未満発症)	G83.9A
In601	新型インフルエンザ等感染症	J10.0D, J10.1D, J10.8D
	新型コロナウイルス感染症 ¹⁾	U07.1, U07.2, U10.9

注：1) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)」により、「新型コロナウイルス感染症」を追加しているが、感染症分類コードは「感染症法」改正後に付与する。
2) 下線は変更箇所である。

表 6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

(1) 死因順位に用いる分類項目

分類名	死因简单分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症 ¹⁾	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	01500
悪性新生物<腫瘍>	02100
その他の新生物<腫瘍>	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患 ²⁾	09100
心疾患 (高血圧性を除く)	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠, 分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態 ³⁾	16000
先天奇形, 変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300

(2) 乳児死因順位に用いる分類項目

分類名	乳児死因简单分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症 ¹⁾	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物<腫瘍>	Ba06
その他の新生物<腫瘍>	Ba09
栄養失調 (症) 及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患 (高血圧性を除く)	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26~Ba30
周産期に特異的な感染症 ²⁾	Ba31~Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形, 変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

注：分類項目は「乳児死因简单分類」から主要な死因を選択している。

1) 「敗血症」には“新生児の細菌性敗血症”を含まない。

2) 「周産期に特異的な感染症」には“新生児の細菌性敗血症”を含む。

注：分類項目は「死因简单分類」から主要な死因を選択している。

1) 「敗血症」には“新生児の細菌性敗血症”を含まない。

2) 「高血圧性疾患」には“高血圧性心疾患”を含む。

3) 「周産期に発生した病態」には“新生児の細菌性敗血症”を含む。

6 過去の各種分類表、年次推移

以下の各種分類表は、e-Statの確定数の「分類表」の2017年に掲載している。

(〔e-Stat〕 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>)

過去の分類表

- 表1 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成27年)
- 表2 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成25年、平成26年)
- 表3 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成24年)
- 表4 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成20年～23年)
- 表5 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成19年)
- 表6 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成18年)
- 表7 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成15年～17年)
- 表8 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成11年～14年)
- 表9 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(平成7年以降)
- 表10 順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(昭和54年～平成6年)

年次推移

- 表1 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)(平成17年、平成18年)
- 表2 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)(平成6年、平成7年)
- 表3 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)(昭和55年・60年・平成2年・4～6年)
- 表4 乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率(出生10万対)(平成6年、平成7年)
- 表5 乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率(出生10万対)(昭和55年・60年・平成2年・4～6年)
- 表6 感染症分類(平成27年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成27年)
- 表7 感染症分類(平成25年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成25年、平成26年)
- 表8 感染症分類(平成24年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成24年)
- 表9 感染症分類(平成20年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成20～23年)
- 表10 感染症分類(平成19年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成19年)
- 表11 感染症分類(平成18年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成18年)
- 表12 感染症分類(平成15年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成15～17年)
- 表13 感染症分類(平成11年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対)(平成11～14年)
- 表14 年次別にみた性・妊娠満28週以後の死産－早期新生児死亡別周産期死亡数
- 表15 年次別にみた自然－人工妊娠満28週以後の死産数・妊娠満28週以後の死産比(出生千対)及び全死産中妊娠満28週以後の死産の占める割合